

## 盛岡都市圏運賃協議会について

運賃協議会は、道路運送法の規定に基づく協議会であり、路線バス、乗合タクシー等の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定（改定）することについて、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義※が生じないように、協議する場である。令和8年度において、必要に応じて随時開催することを見込んでいることから、令和8年度に盛岡都市圏運賃協議会設置要綱を策定し、盛岡都市圏運賃協議会の設置を予定する。

※従来の地域公共交通会議は複数の関係者や関係団体が含まれるため、当該会議での運賃協議が独占禁止法に抵触する恐れが生じるとして、別の協議会により構成員を限定して協議を行うものである。

## 道路運送法【抜粋】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

## ・第9条第4項

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

## ・第9条第5項

前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。